

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防指令業務共同運用基本構想(案)の概要

1 消防指令業務の共同運用

国の方針

平成 29 年 (2017 年) 消防庁長官通知 「消防の連携・協力の推進について」

効果

- 市民サービスの向上
 - ・119 番通報が集中した場合の受信能力、処理能力が向上し、的確な対応ができる。
 - ・災害状況などの情報を一元管理できることで、救急事故多発時や大規模災害時等において通報の受信と同時に応援出動が可能になる。
 - ・応援出動時に特殊車両を有効活用できる。(はしご車・化学車等)
 - ・ICT を活用したシステムによる高度な災害対応や消防行政サービスの提供が可能になる。
- 行財政面
 - ・消防指令センターの構築費等の低減化及び人員配置を効率化できる。

2 基本構想(案)の概要

構成市の組み合わせ

次の理由から、豊中市(能勢町)、吹田市、池田市、箕面市(豊能町)、摂津市で検討している。

- ・消防指令センターの更新時期が近い。
- ・市域や生活圏が隣接し、道路事情が良好でスムーズな応援・受援体制がとれる。

※能勢町は豊中市に、豊能町は箕面市に消防業務を事務委託している。

共同消防指令センターの場所

北部消防庁舎等複合施設に設置する。(吹田市佐竹台1丁目)

共同運用の方式

協議会(管理執行協議会)方式とする。(根拠法令:地方自治法第252条の2の2)

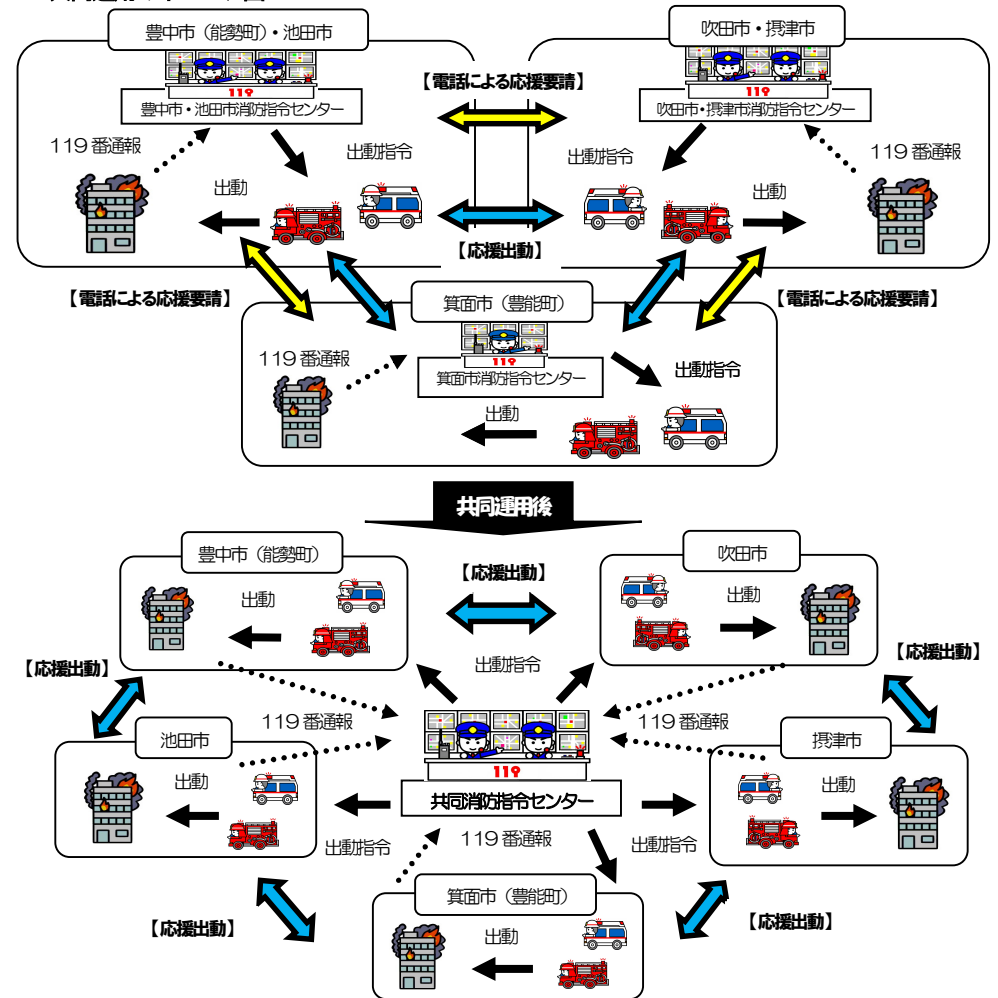
共同消防指令センターの整備費用

消防指令センターを共同で整備することにより費用の低減化を図ることができる。

共同消防指令センターの配置人員

消防指令センターの統合により、通信員の効率化を図ることができる。

3 共同運用のイメージ図



4 スケジュール

年度 項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
協議会 (管理執行協議会)	協議会設立	協議			運用開始
共同消防 指令センター	-	設計等	整備		